

開会の日 令和5年12月11日（月）
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（6名）

委員長	前 川 文 博
委員	葛 谷 寛 徳
委員	高 原 邦 子
委員	徳 島 純 次
委員	住 田 清 美
委員	澤 史 朗

◆欠席委員（1名）

副委員長	谷 口 敬 信
------	---------

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
総務部長	谷 尻 孝 之
総務部次長兼総務課長	洞 口 廣 之
管財課長	砂 田 健 太 郎
税務課長	竹 原 尚 司
税務課長補佐兼市民税係長	吉 本 法 之
総務課行政係長	廣 元 久 之
総務課人事給与係長	田 中 裕 子
管財課契約係長	田 上 勝
管財課施設管理係長	澤 田 充 弘
税務課資産税係長	蒔 田 善 巳
市民福祉部長	藤 井 弘 史
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都 竹 信 也
市民福祉部次長兼市民保健課長	大 上 雅 人
地域包括ケア課長	佐 藤 博 文
市民保健課長補佐兼市民係長	川 上 聡 子
市民保健課長補佐兼保険年金係長	板 屋 和 幸
総合福祉課障がい福祉係長	籠 戸 重 明
地域包括ケア課高齢支援係長	竹 林 久 緒
教育長	沖 畑 康 子
教育委員会事務局長	野 村 賢 一
スポーツ振興課長	西 田 博 和
スポーツ振興課スポーツ振興係長	重 田 亮
宮川振興事務所長	平 田 直 久
宮川振興事務所次長兼地域振興課長	尾 賀 寿 治
宮川振興事務所地域振興課長補佐	水 上 時 雄
神岡振興事務所長	三 井 大 輔
神岡振興事務所次長兼市民振興課長	岸 懸 貴 則
神岡振興事務所市民振興課長	森 本 睦

消防長	堀 田 文 二 郎
消防本部予防課長	竹 原 勝 浩
消防本部予防課長補佐	中 林 和 幸
消防本部予防課主査	間 所 篤 司

◆職務のため出席した
事務局員

議会議務局長	岡 田 浩 和
書記	倉 坪 正 明

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第91号	飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第92号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第93号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第94号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第95号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第96号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
議案第97号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第98号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
議案第99号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
議案第100号	飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について
議案第101号	飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
議案第102号	指定管理者の指定について（山之村キャンプ場）
議案第103号	指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）
議案第104号	指定管理者の指定について（飛騨市古川味処施設）
議案第105号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
議案第106号	損害賠償の額の決定について
議案第107号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第108号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
議案第109号	指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）
議案第110号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第111号	指定管理者の指定について（飛騨市黒内屋内運動場）
議案第112号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第130号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第131号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

目次

◆開会	10
●委員長（前川文博）	10
◆1. 付託案件審査	
議案第91号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について	10
●委員長（前川文博）	10
●委員長（前川文博）	10
□総務部長（谷尻孝之）	10
●委員長（前川文博）	11
○委員（徳島純次）	11
□総務課行政係長（廣元久之）	11
○委員（高原邦子）	11
□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）	11
○委員（徳島純次）	12
□総務課行政係長（廣元久之）	12
○委員（住田清美）	12
□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）	12
●委員長（前川文博）	12
○委員（高原邦子）	12
□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）	12
●委員長（前川文博）	13
◆議案第92号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
から	
議案第94号 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	13
●委員長（前川文博）	13
□総務部長（谷尻孝之）	13
●委員長（前川文博）	15
○委員（澤史朗）	15
□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）	15
○委員（澤史朗）	15
□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）	15

○委員（高原邦子）	15
□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）	15
●委員長（前川文博）	16
◆議案第95号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について から	
議案第97号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する 条例について	16
●委員長（前川文博）	16
□総務部長（谷尻孝之）	17
●委員長（前川文博）	18
○委員（高原邦子）	18
□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）	18
●委員長（前川文博）	19
●委員長（前川文博）	19
◆議案第98号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について	19
●委員長（前川文博）	19
□総務部長（谷尻孝之）	19
●委員長（前川文博）	19
○委員（高原邦子）	19
□総務部長（谷尻孝之）	20
○委員（高原邦子）	20
□総務部長（谷尻孝之）	20
●委員長（前川文博）	21
◆議案第99号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について 及び	
議案第100号 飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について	21

●委員長（前川文博）	21
□総務部長（谷尻孝之）	21
●委員長（前川文博）	22
○委員（澤史朗）	22
□管財課長（砂田健太郎）	22
○委員（澤史朗）	23
□地域包括ケア課長（佐藤博文）	23
○委員（澤史朗）	23
□管財課長（砂田健太郎）	23
●委員長（前川文博）	24
□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）	24
●委員長（前川文博）	24
●委員長（前川文博）	24
◆議案第101号 飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例 について	25
●委員長（前川文博）	25
□総務部長（谷尻孝之）	25
●委員長（前川文博）	25
○委員（高原邦子）	25
□総務部長（谷尻孝之）	25
○委員（高原邦子）	25
□管財課長（砂田健太郎）	26
○委員（高原邦子）	26
□管財課長（砂田健太郎）	26
○委員（高原邦子）	26
□総務部長（谷尻孝之）	26
●委員長（前川文博）	26
○委員（住田清美）	27
□管財課長（砂田健太郎）	27
○委員（住田清美）	27
□管財課長（砂田健太郎）	27
○委員（澤史朗）	27
□管財課長（砂田健太郎）	27
○委員（澤史朗）	27

□管財課長（砂田健太郎）	27
●委員長（前川文博）	27
●委員長（前川文博）	28
●委員長（前川文博）	28
●委員長（前川文博）	28
◆議案第102号 指定管理者の指定について（山之村キャンプ場）	28
●委員長（前川文博）	28
□総務部長（谷尻孝之）	28
●委員長（前川文博）	29
○委員（徳島純次）	29
□管財課長（砂田健太郎）	29
●委員長（前川文博）	29
○委員（住田清美）	29
□管財課長（砂田健太郎）	29
●委員長（前川文博）	30
◆議案第103号 指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）	30
●委員長（前川文博）	30
□総務部長（谷尻孝之）	30
●委員長（前川文博）	31
○委員（徳島純次）	31
□管財課長（砂田健太郎）	31
●委員長（前川文博）	32
◆議案第104号 指定管理者の指定について（飛騨市古川味処施設）	32
●委員長（前川文博）	32
□総務部長（谷尻孝之）	32
●委員長（前川文博）	33
○委員（徳島純次）	33
□管財課長（砂田健太郎）	33
●委員長（前川文博）	33
○委員（澤史朗）	33

□管財課長（砂田健太郎）	34
○委員（澤史朗）	34
△市長（都竹淳也）	34
●委員長（前川文博）	35
●委員長（前川文博）	35
◆議案第105号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について	35
●委員長（前川文博）	35
□宮川振興事務所長（平田直久）	35
●委員長（前川文博）	35
○委員（澤史朗）	35
□宮川振興事務所長（平田直久）	35
●委員長（前川文博）	36
◆議案第106号 損害賠償の額の決定について	36
●委員長（前川文博）	36
□神岡振興事務所長（三井大輔）	36
●委員長（前川文博）	37
○委員（高原邦子）	37
□神岡振興事務所長（三井大輔）	37
●委員長（前川文博）	37
○委員（澤史朗）	37
□神岡振興事務所長（三井大輔）	37
●委員長（前川文博）	38
●委員長（前川文博）	38
●委員長（前川文博）	38
◆議案第107号 飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する	

条例について.....	38
●委員長（前川文博）.....	38
□市民福祉部長（藤井弘史）.....	38
●委員長（前川文博）.....	39
○委員（住田清美）.....	39
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）.....	39
○委員（住田清美）.....	39
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）.....	39
○委員（住田清美）.....	39
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）.....	39
○委員（住田清美）.....	39
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）.....	39
○委員（住田清美）.....	39
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）.....	40
○委員（澤史朗）.....	40
□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）.....	40
●委員長（前川文博）.....	40
○委員（徳島純次）.....	40
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）.....	40
○委員（徳島純次）.....	40
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）.....	40
●委員長（前川文博）.....	40
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）.....	40
●委員長（前川文博）.....	40
●委員長（前川文博）.....	41
●委員長（前川文博）.....	41
●委員長（前川文博）.....	41
◆議案第130号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について.....	41
●委員長（前川文博）.....	41
□市民福祉部長（藤井弘史）.....	41
●委員長（前川文博）.....	42
○委員（徳島純次）.....	42
□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）.....	42
○委員（澤史朗）.....	42
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）.....	42
○委員（住田清美）.....	42

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	42
○委員（住田清美）	42
□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）	42
●委員長（前川文博）	43
◆議案第131号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	43
●委員長（前川文博）	43
□市民福祉部長（藤井弘史）	43
●委員長（前川文博）	44
○委員（澤史朗）	44
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	44
○委員（高原邦子）	44
□市民福祉部長（藤井弘史）	44
○委員（徳島純次）	44
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	44
○委員（徳島純次）	44
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	44
□市民福祉部長（藤井弘史）	44
●委員長（前川文博）	44
○委員（澤史朗）	45
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	45
○委員（澤史朗）	45
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	45
●委員長（前川文博）	45
○委員（高原邦子）	45
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	45
●委員長（前川文博）	45
□市民福祉部長（藤井弘史）	45
●委員長（前川文博）	45
●委員長（前川文博）	46
●委員長（前川文博）	46
●委員長（前川文博）	46
◆議案108号 飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について	46
●委員長（前川文博）	46
□市民福祉部長（藤井弘史）	46
●委員長（前川文博）	46

●委員長（前川文博）	47
●委員長（前川文博）	47
●委員長（前川文博）	47
◆議案第109号 指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）	47
●委員長（前川文博）	47
□市民福祉部長（藤井弘史）	47
●委員長（前川文博）	48
○委員（住田清美）	48
□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）	48
○委員（澤史朗）	48
□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）	49
●委員長（前川文博）	49
○委員（澤史朗）	49
□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）	49
●委員長（前川文博）	50
□市民福祉部長（藤井弘史）	50
●委員長（前川文博）	50
○委員（高原邦子）	50
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	50
○委員（高原邦子）	51
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	51
●委員長（前川文博）	51
●委員長（前川文博）	51
●委員長（前川文博）	51
◆議案第110号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について	51
●委員長（前川文博）	51
□教育委員会事務局長（野村賢一）	51
●委員長（前川文博）	52
○委員（澤史朗）	52
□スポーツ振興課長（西田博和）	52
●委員長（前川文博）	52
◆議案第111号 指定管理者の指定について（飛騨市黒内屋内運動場）	52

●委員長（前川文博）	52
□教育委員会事務局長（野村賢一）	52
●委員長（前川文博）	53
◆議案第112号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	53
●委員長（前川文博）	53
□消防長（堀田丈二郎）	54
●委員長（前川文博）	54
○委員（徳島純次）	54
□消防本部予防課主査（間所篤司）	54
○委員（徳島純次）	54
□消防本部予防課長（竹原勝浩）	54
●委員長（前川文博）	55
●委員長（前川文博）	55
◆閉会	55
●委員長（前川文博）	55

(開会 午後1時00分)

◆開会

●委員長（前川文博）

ただいまより第10回総務常任委員会を開会いたします。本日は谷口委員が欠席です。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前をお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合には、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてからご発言ください。以上、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

議案第91号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第91号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（前川文博）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（谷尻孝之）

議案第91号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

5ページの要旨を御覧いただきたいと思います。まず提案理由ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う改正となります。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の改正に伴い所要の改正を行うものです。

次に、条例の概要につきましてご説明申し上げます。まず最初に改正の趣旨でございますが、全国的に居住目的のない空き家は、この20年で約1.9倍に増加し、現行法は、緊急性に鑑みて、周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家、いわゆる特定空家への対応を中心に制度的措置を定めておるところでございます。今回の法改正により、特定空家化を未然に防止することを目的としまして、管理不全空家に対しても指導、勧告措置が行える等法改正されたことで、所有者の責務を強化し、現行の「適切な管理の努力義務」に加え「国、自治体の施策に協力すること」を努力義務とする規定を追加するものでございます。

次に、改正の内容です。まず1点目としまして、空き家等の所有者等の責務として、空き家等の所有者は市が実施する空き家等に関する施策に協力することに努めなければならない旨を規

定いたします。次に、2点目としまして、条例で引用する法律条項番号の改正として、法律の改正による条項ずれに伴い、所要の改正を行うものでございます。

市民への影響でございますが、国等から示されるマニュアルやガイドラインに沿って空き家等の所有者等は国、自治体の施策に協力する努力義務が生じます。

最後に施行日ですが、公布の日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳島純次）

管理不全空き家ですが、どういう条件で管理不全空き家というふうに指定されるのか。特定空家というのは決められた条件があって、それを満たさないと特定空家になるのですが、この場合は具体的な例はないのですがどういうふうな場合を管理不全空き家と指定するか分かったら教えてください。

□総務課行政係長（廣元久之）

一言で言いますと、特定空家は御存じのとおりそのまま放置すると倒壊の恐れ等がある、安全上危険の恐れのある状態等を特定空家として指定します。今回新しい言葉で「管理不全空き家」という言葉が出てきたんですけども、こちらについてはそのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなる恐れのある状態ということが決められていますので、いわゆる特定空家になる一步前の段階、それを管理不全空き家と言います。

具体的な基準が国のほうから示されておりまして、その中でちょっと全部は申し上げられないんですけども「清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態」といったような項目が20項目ほどありますので、そちらで判断していくという形になっていきます。

○委員（高原邦子）

この努力義務というのがちょっとよく分からないんです。今道路交通法か何か知りませんが、自転車に乗るときにヘルメットをかぶるのも努力義務ということで、かぶっていない人に対してまだ青切符なり何なりを切るというところまでいっていませんよね。努力義務違反をした場合にどんなことになるのか。してもしなくても変わらないんだったら、あえてこうやってやる意味はどこにあるのかということをお伺いしたいんですけど。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

おっしゃるとおりでございますが、これに違反して何かペナルティーがあるということではないんですね。これまで所有者等につきましては、「空き家の適切な管理に努めなければならない」というこれも努力義務があったわけなんです。ここに「努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。」という項目が追加されたのが法改正になります。努力義務にまた努力義務を重ねたような形ですけども、私も地方自治体といたしましては、例えば昨年度予算をお認めいただきまして空き家データベースを作ったりして、今実地調査、現地確認等をおこなっていますが、そういったときに少し中身を拝見させてくださいとお願いしたときにご協力いただけるというような趣旨が少し法的にも定められて、私

どももお願いしやすくなったとか、そういったことが効果としてはあるのではないかなというふうに考えています。

○委員（徳島純次）

管理不全空き家に指定されると市町村が指導、勧告をできるというふうに規定されていますし、管理人を裁判所に請求するというふうになっているのですが、裁判所に管理人を請求するということだと費用が発生すると思うのですが、その辺の費用は所有者に請求するんですか。それとも市が持つんですか。

□総務課行政係長（廣元久之）

一度調べて、後ほどお答えさせていただきます。

○委員（住田清美）

管理不全空き家等に対して指導、勧告が行われるのは所有者がしっかり分かっている場合はいいと思うんですけども、所有者の分からない空き家がだんだん増えていくような状況の中でこういった指導はそこに住んでいた人なのか、納税義務者なのか、あるいは相続をたどっていくのか、その辺の所有者という位置づけはどうお考えでしょうか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

所有者等という「等」には法的にも管理者というような位置づけがなされておりまして、そこを明文化したものはないんですね。ただ、相続権がある方、納税義務者の方は通常は相続権のあるような方、ご子息ないしいらっしゃらなければご兄弟というところで納税義務者を設定してまいりますからほぼイコールになってくるかと思えますけれども、今回もいろいろと神岡町のほうで問題があった事例もございましたが、それもそういったことをたどった上で管理すべき人間がいるかないかというのは市のほうでしっかり調べて判断してまいるということでございます。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（高原邦子）

空き家のこととか、あとは空き家ではなくても世間にはごみ屋敷とかいろいろとあって近所に迷惑かけるとか。そこで一番問題なのが、民法で私の権利、私権が日本の民法は重んじられているわけなんですね。そういったところに対して、きっと市役所もじくじたる思いをするケースってあると思うんですね。これをもっと訴えていくというか、実際に困っている点とか、そういったものを国に求めていくということも大切なのではないかなと思うんですね。ただ国で法律だから、憲法でいろいろ決まっているからということではなくて、今こういったところで不具合が生じているとか。だから努力義務を課すこともいいんですけど、そういったことを上の官庁なりに言っていくという気持ちはないものなんでしょうか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

議員ご指摘のとおり大事な視点かと思えます。今回いろいろと難しいケースが生じたときに国土交通省の本省のほうにまで問い合わせをして、空き家企画係長という方にいろいろとご助言をいただいたということもございますので、今ほど申されましたようなレアケースですとか、自治体で判断できないケースに具体などといった対策が考えられるかといったことは当然聞いていきたいと思えますし、それがいろいろな自治体で事象が多くあるような場合には国のほうでガイ

ドラインを定めていただきますとか、そういったことをお願いできるのではないかと思いますので、そのように進めてまいりたいと思います。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第92号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

議案第94号 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に、議案第92号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第94号、飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3案件を会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

まず議案第92号からご説明させていただきます。飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

60ページの要旨を御覧いただきたいと思います。まず提案の理由でございます。人事院勧告に基づく給料表、期末手当、勤勉手当の支給月数の改定に伴うものでございます。

次に、改廃の根拠等でございますが、令和5年度の人事院勧告の骨子では月例給で3,869円、ボーナスで0.09か月の較差が認められるということから所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の概要でございます。まず第1条としまして、人事院勧告に基づき給料表を改正し、令和5年4月1日に遡って適用するものでございます。次に、第1条及び第2条関係としまして、こちらのほうは期末手当、勤勉手当の改正でございますが、同じく人事院勧告によりまして常勤職員の期末手当、勤勉手当の期別支給月数につきまして改正いたします。改正月数でございますが、6月及び12月分を合わせて年間で0.1か月の引き上げとなります。なお、配分につきましては令和5年度につきましては12月期で調整、令和6年度以降につきましては6月期及び12月期に均

等となるように配分いたします。次ページをお願いいたします。改正の詳細は記載のとおりとなります。

次に、市民への影響等でございます。主に影響額となりますが、給料表の改定によるものとして3,985万8,000円、485人が該当となりますが、関連する予算につきましては本議会に計上させていただきます。

最後に施行日でございます。第1条関係につきましては公布の日、適用日は令和5年4月1日となります。次に、第2条につきましては令和6年4月1日となります。以上が議案第92号の説明となります。

次に、議案第93号をお願いいたします。飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

5ページの要旨を御覧いただきたいと思っております。まず提案理由でございます。こちらのほうも人事院勧告に基づく給料及び期末手当の支給月数の改定に伴う改正となります。

次に、制定改廃の根拠等につきましては、先ほどの内容と同様ですので省略させていただきます。

次に、条例の概要ですが、まず第1条として、人事院勧告に基づき給料表を改正し、令和5年4月1日に遡って適用するものです。次に、第1条及び第2条としましては期末手当の改正でございますが、同じく勧告に基づき一般職の任期付職員の期末手当の期別支給月数につきまして改正するものです。改正月数につきましては、先ほど同様で6月期及び12月期を合わせて0.1か月の引き上げとなります。配分についても、令和5年度につきましては12月期で調整いたしますが、令和6年度以降につきましては6月期及び12月期で均等となるよう配分するものでございます。

次ページをお願いいたします。次に、市民等への影響でございます。人件費としまして23万円、2人分が増額し、関連する予算は今議会に計上させていただきます。

最後に施行日でございます。こちらのほうも第1条につきましては公布の日、適用日は令和5年4月1日となります。次に、第2条につきましては令和6年4月1日となります。

次に、議案第94号をお願いいたします。飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

11ページを御覧ください。要旨をお願いいたします。提案理由でございます。こちらのほうも人事院勧告の適用期日及び人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正となります。

次に、制定改廃の根拠等でございます。まず(1)の会計年度任用職員に対する人事院勧告に基づく給料表の改正については、これまで翌年度の4月から適用してまいりましたが、国の取り扱い改正によりまして常勤職員と同様当該年度の4月1日に遡って適用するものでございます。次に、(2)といたしまして、人事院勧告に基づき、飛騨市職員の給与に関する条例の一部が改正されたことに伴い、期末手当の支給月数を改正するものです。

次に、条例の概要でございます。第1条として、特定の期日に一時的に任用される職員及び勤務日数が少ない職員を除き、人事院勧告に基づいた給料表を、常勤職員と同様、令和5年4月1日に遡って適用します。次に、第1条及び第2条としまして、期末手当の改正でございますが、同じく人事院勧告に基づきまして期末手当の期別支給月数について改正します。改正月数は6月

及び12月分を合わせて年間で0.05か月の引き上げとなります。なお、配分については令和5年度は12月期で調整しますが、令和6年度以降は6月期及び12月期で均等となるよう配分するものがございます。

次に、市民への影響でございます。人件費としまして4,970万円、296人が増額となりますが、関連する予算は今議会に計上させていただいております。

次に、施行日でございます。第1条につきましては公布の日、適用日は令和5年4月1日となります。次に、第2条につきましては、令和6年4月1日となります。

最後に備考欄をお願いいたします。今回の人事院勧告による給与改定率は全体で1.1%ですが、高卒初任給は7.8%の改定と若年層ほど改定率が大きくなっているものがございます。会計年度任用職員については従前より常勤職員の初任給相当の給与設定であることから、常勤職員と比較して影響額が大きくなるものがございます。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

会計年度任用職員の備考欄の最後のところで常勤職員と比較して影響額が大きくなるという説明がありましたけれども、このところを詳しく説明いただけますでしょうか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

まず会計年度任用職員というのは、その名に示すとおり毎年度任用する職員のことを指します。なので、その給与額というのは、常勤の一般職の初任給を基礎として積算をしているということがまず1点ございます。それで今回の改定でございますけれども、市の実績で申しますと1級の職員というのが平均で5.78%上昇しています。それに引き換え部長職であります6級、7級は0.3%ということで、級が下の若年層の職員のほうが改定率が大きいということになっておりますので、全て初任給の1級相当を基礎として算定されている会計年度任用職員については、その分改定率が高いものを皆さんに乗じますので金額が大きくなるということがございます。

○委員（澤史朗）

市民への影響等の額を見ても会計年度任用職員の4,970万円に対して、一般職は人数が多いのにもかかわらず少ないというところで今理解すればいいのかなと思いますけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

お見込みのとおりでございます。少し具体例を申します。1級の職員、主事の職にあるものにつきましては平均で月給が1万571円の上昇になります。これに引きかえ7級の部長職は1,300円の上昇にとどまっていると。これぐらいの差が出るんです。この関係で1級の若年層の給与をかなり引き上げているということでもありますので、そこを乗ずる会計年度任用職員は必然的に大きくなるというものでございます。

○委員（高原邦子）

それは国がそういうふうになさいと言ってきているわけですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

ご指摘のとおりでございます。やはり子育て世帯への拡充という施策が全般にあらうかと思

います。こういった一環が影響するのではないかと思うのですが、これは国の改定率どおりの改定をした結果であるということをお願いしたいと思います。

●委員長（前川文博）

ほかによろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。また、討論は議案番号述べて行ってください。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。最初に議案第92号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第93号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第94号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第95号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

議案第97号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に、議案第95号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第97号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3案件を会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。

説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第95号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

5ページの要旨を御覧ください。まず、提案理由でございます。人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正でございます。

次に、制定改廃等の根拠等ですが、国における特別職の給与につきましては、「特別職の職員の給与に関する法律」の規定によりまして支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によります。月数の根拠等は先ほどの説明と同様でございますので省略させていただきます。

次に、条例の概要でございます。国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給月数引き上げに合わせ常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を改正するものです。第1条としましては、本年12月期の期末手当を0.1月分引き上げます。次に、第2条関係としまして、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等となるよう配分するものでございます。

次に、市民等への影響でございますが、人件費としまして17万1,000円、2人分が増額となりますが、関連する予算につきましては今議会に計上させていただいております。

最後に施行日でございます。第1条につきましては公布の日、適用日は令和5年12月1日となります。次に、第2条につきましては、令和6年4月1日となります。

次に、議案第96号をお願いいたします。飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

5ページの要旨を御覧ください。まず、改定理由でございます。人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正によるものでございます。

次に、制定改廃等の根拠等ですが、先ほどの特別職の説明と同様ですので省略させていただきます。

次に、条例の概要でございます。こちらのほうも国の特別職に準じ一般職の期末手当の支給率引き上げに合わせ、教育長の期末手当の支給月数を改正するものです。まず第1条関係としましては、先ほど同様12月期末手当を0.1か月分引き上げます。次に、第2条関係としまして、令和6年度以降につきましては6月期及び12月期の支給月数が均等となるよう配分するものです。

次に、市民の影響でございますが、人件費として6万4,000円が増額となりますが、同じく関連する予算につきましては今議会に計上させていただいております。

次ページをお願いいたします。最後に施行日でございます。第1条につきましては公布の日、適用日は令和5年12月1日となります。次に、第2条につきましては、令和6年4月1日となります。

次に、議案第97号をお願いいたします。飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

こちらにも5ページの要旨を御覧ください。まず、提案理由でございます。こちらにつきましても人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正でございます。

次に、制定改廃等の根拠等でございますが、こちらにも先ほどの説明と同様でございますので省

略させていただきます。

次に、条例の概要でございます。こちらのほうも国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給率引き上げに合わせ議会議員の期末手当の支給月数を改正するものです。まず第1条関係としましては、本年12月期の期末手当を0.1か月分引き上げます。次に、第2条関係としまして、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等となるよう配分するものでございます。

次に、市民等への影響でございますが、議員手当として21万2,000円、13人分が増額となりますが、関連する予算は今議会に計上させていただいております。

最後に施行日でございます。第1条については公布の日、適用日は令和5年12月1日になります。次に、第2条につきましては令和6年4月1日となります。以上で説明終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

施行日のことをお伺いしたいのですが、一般職員とかのときは令和5年4月1日が適用日になりますね。でも特別職等々は12月1日ということになりますね。そういった施行日が異なる理由というのは、どういったふうに捉えればよろしいでしょうか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

一般職員等につきましては給与の改定がございました。給与の改定は4月1日に遡って適用するというので、4月1日が施行日となります。特別職並びに議員報酬につきましては期末手当のみの改正でございますので、期末手当の基準日である12月1日に適用するといった趣旨の改正でございます。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。討論は議案番号述べてから行ってください。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。最初に、議案第95号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第96号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第97号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第98号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に、議案第98号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第98号、飛騨市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

4ページの要旨を御覧いただきたいと思えます。まず、提案の理由でございます。入湯税の課税対象者等の見直し及び税額変更に伴う改正となります。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、市独自の改正となります。

次に、条例の概要につきましてご説明申し上げます。まず、改正の趣旨でございますが、市内における鉱泉浴場施設利用者の税負担の軽減、並びに課税対象施設と免除施設との入湯税負担感の是正を講ずることを目的に所要の改正を行うこととなります。

次に、改正の内容でございますが、入湯税の課税免除の対象となる者の規定及び税率につきまして、以下の項目を改正するものでございます。まず①鉱泉施設の利用者のうち本市に住所を有する年齢70歳以上の利用者を課税免除とします。②鉱泉施設の利用者のうち本市に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けた者を課税免除といたします。③老人福祉センター割石温泉を課税免除の対象から削り、当該施設を入湯税の課税対象とします。④入湯税の税率について、入湯客1人1日150円を100円に改めます。

次に、市民への影響等でございます。①及び②の対象者につきましては負担が軽減されます。③の老人福祉センター割石温泉の利用者については負担が増えます。④の利用者につきましては負担が軽減されます。

最後に施行日でございますが、令和6年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

割石温泉が神岡町の頃に造られた経緯で「老人福祉センター」という名前がついているわけなんです。そこを課税免除の対象から削り、そして入湯税を新たに課税する対象にするということは、これは大きなインパクトを与えるのではないかなと私は思います。こういった建設時の目

的と異なるようになって、こういったものは市独自で入湯税の課税をしたりといったことはできるから出してきたんだと思うんですけど、その辺はどのような議論とかをされて上程されてきたのか説明していただきたいと思います。

□総務部長（谷尻孝之）

以前、全員協議会でも説明させていただいたんですけども、今回これを改正するに当たりまして3月それから今年度4月、5月に入湯客の調査をさせていただきました。そうしたときに、ほかの施設もそうなんですけども当時はいわゆる1億円の関係で皆さんが、ほかから観光客を呼ぼうみたいな形で温泉を掘るといふときがありました。ですので、多くの施設が観光施設等々でやっていたわけでございますけども、現在調査したところほとんどが市内の方で、さらに高齢者というようなことがあります。

一方で、こうなってきますとやはり市民の中でも例えばあそこの施設へ行くと非課税なのに、こっちの施設に来ると課税であるという不公平感みたいなものが表れてきました。そういったことを議論していく中で、施設的にその施設を分けるのではなくて、実際の利用者、人本位で課税をしたらどうかというようなことがありました。ですから今の割石温泉もそうなんですけども、施設として非課税とするのではなくて利用する方が高齢者の方が多いということがあるとするならば、飛騨市内の全ての施設において高齢者については免税にしようというような形で議論が繰り返されてきまして今回の条例改正というようなところにつながったものでございます。

○委員（高原邦子）

今どうなっているのかということとはちょっと分かりませんが、神岡町の中心部はお風呂のない家庭がありまして、それでもってお風呂屋さんには閉じてしまったということがあって割石温泉というのはとても大切なものなんですよ。ですから、ほかの施設と同列に論じられては困る一面もあるということなんです、今話を伺いますとお年寄りが多いから、お年寄りは市民であれば免除というのもあるから困りませんよということなんです、これは決まりましたら上手に説明を丁寧に神岡町でしていただきたいと思うのですが、そういったことをして下さると約束していただけるのでしょうか。いかがですか。

□総務部長（谷尻孝之）

今の件につきましては、先ほどの議論の中でやはり出た話でございます。今の入湯税以外に後で施設の値上げ等々も出てくるんですけども、皆さんが使う施設でございますので併せて丁寧に説明していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

●委員長（前川文博）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきも

のとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第99号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
及び

議案第100号 飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に、議案第99号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について及び議案第100号、飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例についての2案件を会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第99号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

13ページの要旨をお願いいたします。まず、提案理由でございます。飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すぱ～ふるの施設移管及び使用料等の見直しに伴う改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、市独自の改正となります。

次に、条例の概要でございます。大きく3点あります。まず1点目、飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すぱ～ふるの削除です。市ではこれまで飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すぱ～ふるを観光施設として位置づけてきましたが、現在は市民利用が多く地域住民の交流の場となっている利用実態等に鑑み、市民の健康の維持増進及びレクリエーションの普及、市民相互交流の活発化を図るための健康増進施設に位置づけるため、当該施設を本条例の規定から削除するものでございます。2点目、温浴施設の料金の改正でございます。これは市内温浴施設の使用料につきまして、人件費の上昇や物価高騰等に対応するための料金の引き上げと、金額の表記につきまして入湯税を含まない額に表示を改めるものでございます。3点目、使用料の改正です。こちらも人件費の上昇や物価高騰等に対応するため、山之村キャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、ひだ流葉スキー場の使用料を引き上げるものでございます。なお、使用料等の詳細につきましては新旧対照表が一番分かりやすいかと思っておりますので、そちらのほうを御覧願いたいと思います。

次ページをお願いいたします。次に、市民への影響でございます。まず1点目の改正に伴う影響でございますが、健康増進施設への移管に伴う改正のため、市民への大きな影響はございません。次に、2点目の改正に伴う影響でございますが、温浴施設の料金改定につきましては、改正前の指定管理者が設定しました現行の利用料金と改正後の使用料について、入湯税を含めた実負担額で比較した場合、施設によって若干異なりますが、大人、いわゆる課税対象の大人のことで、こちらのほうは80円から100円の負担増となり、子供の場合はプラスマイナスゼロ円から110円の負担減となるものでございます。次に、3点目の改正に伴う影響でございます。山之村キ

キャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、ひだ流葉スキー場の使用料については、利用者の負担増となります。

最後に施行日でございますが、令和6年4月1日となります。

次に、議案第100号をお願いいたします。飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

5ページの要旨をお願いいたします。まず、提案理由でございます。飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば～ふるの施設移管及び使用料等の見直しに伴う改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等ですが、市独自の改正となります。

次に、条例の概要につきましてご説明申し上げます。まず1点目としまして、飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば～ふるの追加でございます。市ではこれまで飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば～ふるを観光施設として位置づけてきましたが、市民利用が多いという利用実態に鑑みまして、市民の健康の維持増進及びレクリエーションの普及、市民相互交流の活発化を図るための健康増進施設に位置づけるため、当該施設を本条例に加えるものでございます。次に、2点目としまして、使用料の改正です。最初に飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば～ふるにつきましては、市内温浴施設の使用料について人件費上昇や、物価高騰等に対応するための料金引き上げと、表記につきまして入湯税を含まない額に表示を改める改正を行うものでございます。次に、飛騨市河合健康増進施設いわゆるゆうわ～くはうすでございますが、こちらにつきましては他の温浴施設等の均衡を図るため、料金の調整を行うものでございます。

次に、市民への影響等でございます。まず1点目の改正に伴う影響でございますが、健康増進施設への移管に伴う改正のため、市民の影響はありません。次に、2点目の改正に伴う影響でございますが、料金改定については、人件費上昇や物価高騰に対応するための料金引き上げとなりますが、すば～ふるの場合、改正前の指定管理者が設定する利用料金と改正後の使用料を、入湯税を含めた実負担額で比較しますと、課税対象の大人で100円の負担増となりますが、一方で課税免除者いわゆる市内の70歳以上、市内の障害者及び小学生につきましては変動はございません。次に、ゆうわ～くはうすの場合ですが、改正前の指定管理者が設定する利用料金と改正後の使用料を比較しますと、大人100円、子供で50円の負担増となります。

最後に施行日でございますが、令和6年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

料金改定ということで温浴施設、特に鉱泉の場合は入湯税を含まない金額の表示ということになるわけですが、その中で人件費の高騰だとか物価高騰に対応するためにということで記載されておりますけれども、昨年から物価高騰に対して指定管理施設にはその都度足りない分というか経済状況に応じて補填をしていましたけれども、来年の4月1日以降は料金を上げるということでそれも含めてというふうに解釈しておりますけれども、4月以降はそういった指定管理施設に対しての補填というものは一応ないというふうに考えていてよろしいのでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

指定管理施設の指定を更新する時期が全部一緒ではないものですから、今年の4月に更新され

た施設、次の4月に更新する施設、それ以降に更新される施設がりますけれども、今年の4月に更新された施設につきましては物価高騰のほうが反映された指定管理料として算定をし直しておりますので、今後の支援については基本的にはないという形で考えております。次の4月に更新する施設につきましても物価高騰の金額を織り込んだ指定管理料として算定をしておりますので、そちらのほうも支援としては考えないということになると思います。来年以降に更新がくる施設につきましては、指定管理料のほうの改定を令和6年度中に行うということで、別途支援ということではなくて指定管理料の中で対応していくという対応を取ってまいりたいと現在は考えておりますのでよろしくをお願いします。

○委員（澤史朗）

物価高騰に対しては国からの臨時交付金で賄われているようですが、それが来年度以降あるかどうか分からないということで、今その金額の料金改定及びその指定管理料での調整ということで対応をしていただくということで理解をしました。

それで、温泉・鉱泉ではないのはこの中では河合町のゆうわ〜くはうすですから、そこは基本料金が上がるということですよ。今500円のところが600円になるということで100円アップと。そこは入湯税は課さないのだからそれ以上にはならないわけですが、この料金改定で入浴料を600円にするという、これは理解として上限を定めた金額であって指定管理者の努力によってそれ以上は駄目ですが、それ以下であれば裁量で、当然現在でもいろいろなことで割引を行ったりしておりますけれども、そういったふうで指定管理施設は管理者側の企業努力でその料金を抑えるということも可能でしょうけれども、直営である割石温泉に関しては料金が改定されたらその料金を守っていくという形の理解でよろしいでしょうか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

澤委員がおっしゃるとおり、割石温泉につきましては定められた利用料を守っていくというような形になっております。

○委員（澤史朗）

今後複雑になるのかなと思うんですが、入湯税を免除される方、高齢者70歳以上の方だとか福祉手帳をお持ちの方だとかそういうのがありますけれども、その申請というのはあくまでも施設側が何人分の申請、入湯税対象者というのが何人だからというふうにして申請をされるかと思うんですが、そこはあくまでも施設側の申請だけでよろしいということでしょうか。なかなか細かいチェックというのも非常に難しいと思うんですが、当然券売機が置いているようなところというのは、例えば券の種類によって明確に分かるかと思うんですが、そうではない施設というのが窓口でのやりとりが少し煩雑になるのかなというふうに思いますけれども、入湯税の支払いに関してはあくまでも施設側の責任で申請をするというような捉え方でよろしいでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

うちのほうの所管の施設と割石温泉とかほかの所管の施設がありますけれども、含めて一般的な話としてお答えをさせていただきたいと思いますが、窓口のほうで料金の違いがございますし、それが適用できるかどうかということについては何らか確認できるものを提示させていただいて、この金額の方だということを確認していただくという手間はどの施設においても発生

するということを想定しております。例えば高齢者の方についてはパスのようなものを市で発行してお配りしてその辺りを軽減するというを今計画をしておるところであります。ですので、集計した数字を各施設から税務課のほうへ報告をしてもらって申告をってもらうという形で集計をする計画にしております。

●委員長（前川文博）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。最初に、議案第99号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第100号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

ここで徳島委員からの空き家の質問に対する答弁が準備できたようですので、お願いいたします。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

先ほどの議案第91号の徳島委員からのご質問でございます。管理不全建物管理人を裁判所に請求する際の法手続き費用に関しましては、市が負担することとなります。ただし、この負担した費用に関しては、国の空き家対策総合支援事業の対象とするといった通知がなされておりますので、国からの支援も一定額見込めるというものでございます。

●委員長（前川文博）

徳島委員、よろしいですか。

（「はい」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、次に移ります。

◆議案第101号 飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例
について

●委員長（前川文博）

次に、議案第101号、飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第101号、飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

4ページの要旨を御覧願います。まず、提案理由でございます。長期継続契約とすることができる契約の追加及び表記を整理統一するための改正となります。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、市独自の改正となります。

次に、条例の概要につきましてご説明申し上げます。まず改正の趣旨及び内容でございます。長期継続契約は、地方自治法の規定に基づく契約で、物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約のうち、条例で定めるものについて、複数年契約を締結することができるものでございます。この契約によりまして、当該契約に係る債務負担行為が不要となりまして、契約事務の準備期間を十分に確保することができるだけでなく、複数年の契約により、契約手続きの軽減や契約事務の合理化、効率化を図ることができるものでございます。今回の改正につきましては、令和5年3月に策定しました飛騨市業務効率化推進計画の実現に資する業務改善の一環としても令和6年度の当初契約から実施するものでございます。なお、今回新たに追加する主な契約ですが、ここに記載のとおりでございます。

次に、市民等への影響でございますが、特にございません。

最後に施行日でございますが、令和6年2月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

「追加する主な契約」となっておりますが、今までは、この契約は随時それぞれでしてきたということで捉えてよろしいですか。

□総務部長（谷尻孝之）

そのとおりでございます。分かりやすく申し上げますと、例えば4番目のスクールバスがありますが、これも毎年4月1日にやるものですから非常に期間が短い中で一気に契約事務をやらなければいけないということが発生しました。今回こういったことがありますと、事前にある程度そういった準備もできるといこともありますので非常に有効かと思っております。

○委員（高原邦子）

地方自治法の第234条の3の規定は長期継続契約ということになっておりまして、普通の契約は第234条の2にあって必ず契約した物をチェックというか履行の確保というものを伴うわけなんです。今回の長期継続契約の場合の履行の確保というのは、性質上どのようにチェックをしていられるおつもりですか。

□管財課長（砂田健太郎）

長期継続契約になるということと、単年度の契約との間で履行の確保という点については大きな違いというものはあまり考えておりません。この長期継続契約のできるものをしまして、例えば5年間の契約をするというものも該当はするわけでありますけれども、先ほど部長が申しましたように、例えばスクールバスの契約など4月1日にスタートするものについて4月1日に契約すると準備行為が十分に取れないというようなことで、例えば3月1日に契約ができれば1か月の準備期間が取れるといった改善効果も見込んでおるところであります。なので、例えばこういった契約につきましては履行の確保といった視点からは特に変わりがないのかなというふうに考えております。

○委員（高原邦子）

必ず最後のところに「その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的契約で、市長が特に必要と認める契約」、これは認めているわけなんですね。これは改正する前から載っているわけなんですね。ですから、私は今回あえてこうやって出してきて整理されたのかなとは思ってそれはいいんですけど、一応市長がこれからも事務とかいろいろなもの軽減のためにはやったほうがいいと思うものがあれば、市長の権限も書かれておるわけですから、できるだけ早くスムーズに事務負担とか職員に負担がかからないように進めていくことが大切であると思うのでやっていただきたいと思います。あと施行日がよく4月1日とかって言われますけど、今回は2月1日ですよ。これはさっき言われたこととかもあると思うのですが、どういうふうで決められたのかご説明いただけたらと思います。

□管財課長（砂田健太郎）

まず1点目の件でございますけれども、改正前、改正後、この部分については文面の改正を入れておりませんが、これまでも市長決裁で認めていただいてやってきております。その際に、実際に契約事務の発注をする事務の前に1つ市長決裁が入るということで、事務の軽減という面で市長決裁を挟まなくてもできるものを増やしたいということで今回の改正としております。

2つ目でございますけれども、委員おっしゃったとおりで、そういった事務を軽減するという事で今回増やさせていただいたということがありますのでご理解いただきたいと思います。

○委員（高原邦子）

今出されたものだけではなくて、まだいろいろとあると思うんです。ですから総務部長として事務が煩多にならないような、どうしたら少なくなっていくのかというようなところをもっとチェックを入れていく必要があると思うんです。その辺、これからの思いというものはどうですか。

□総務部長（谷尻孝之）

ただいま委員がおっしゃったとおりだと思います。市長が常々申しております、市役所も継続できるようにということがありますし、職員の負担ということもあります。そういった中でDX含めて、法律・条例とかの整備も含めてしっかり見ていきたいと。とにかく負担が減らせるものにつきましては積極的にやっていきたいと思っておりますのでございます。

●委員長（前川文博）

ほかにありませんか。

○委員（住田清美）

よく分からないところがあるので質問させていただきますが、これは2月1日から施行されるということになるので入札等の準備行為ができるという解釈をしているのですが、例えばですけど広報誌は毎年4月1日に入札をしてその日から効力を発生するということですが、それが事前に準備ができるということですが、そうすると契約日というのは4月1日なのか例えば3月1日になるのか、その辺を教えてください。

□管財課長（砂田健太郎）

契約日につきましては、この長期継続契約ができるということになりましたら2月1日以降であれば契約ができるということになります。

○委員（住田清美）

そうすると予算的な発生は、締結したときに普通予算できますので、今で言えば令和5年度と令和6年度の予算が混在するようなイメージがあるのですが、その辺はどうなんでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

長期継続契約の場合、予算が成立していない状態で発注を行うことになります。なので、新年度予算が議決をされた場合にのみ効力を発揮するということになりまして、もし予算の議決がされなかった場合についてはこの契約については無効になりますという一言が入ります。

○委員（澤史朗）

システムだとかそういったものは長期契約をしていかないということもありますけれども、今の予算の話ですけれども、例えば5年契約をした場合には、年度ごとに予算は計上されるという解釈でよろしいでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

5年間の長期にわたって契約をする場合に取れる手法としましては、これまでも債務負担行為という形で予算書に上げて契約をするという手法もございます。これは今後も変わらず取ることができます。ですので、債務負担行為で上がっておるものについてはもう予算としてお認めいただいたものになりますので、先ほど言いました予算が議決されなかった場合に無効という言葉は入りません。債務負担行為を取らずに発注する場合に長期継続という形を取ることができまして、毎年の予算が議決されなかった場合には、その年の契約については無効になるということが起きてまいります。

○委員（澤史朗）

債務負担行為ですけれども、今までは単年度契約でしたから債務負担行為で翌年もということがありましたけれども、今ここに新たに列挙された項目については、今後、債務負担行為という項目というものはなくなるという解釈でよろしいでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

委員ご指摘のとおり、長期継続契約を採用して契約する5年間なりの契約の場合は債務負担行為は取らなくてもいいということになります。

●委員長（前川文博）

ほかによろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ほかにないようですのでこれで、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第102号 指定管理者の指定について（山之村キャンプ場）

●委員長（前川文博）

次に、議案第102号、指定管理者の指定について（山之村キャンプ場）を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

議案第102号、指定管理者の指定について（山之村キャンプ場）につきましてご説明申し上げます。

まず、施設の名称でございます。1ページ目をお願いします。山之村キャンプ場。次に、指定管理者となる団体の名称でございます。宮城県仙台市、株式会社MOTHER BOOTH、代表取締役、濱崎俊。次に、指定の期間でございます。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

次に、説明資料を提出しておりますので、そちらのほうを御覧願いたいと思います。1ページ目でございます。今委員会にお諮りいたしております対象施設は記載の5施設となります。

次に、2ページ目から4ページ目まではそれぞれの施設における選定委員会の結果となります。

次に、6ページをお願いいたします。ただいまの議案となります、山之村キャンプ場における指定管理者からの指定申請書となります。

次に、8ページをお願いいたします。内容審査に係る提案書及び採点票となります。主な提案内容につきましてご説明申し上げます。まず、こちらの表の中ほど①の利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであることの提案といたしまして、右側のほうですけれども、電話予約に加え24時間受け付け可能なウェブ予約を導入します。場内にドッグサイトを設置するとともに、登山道を活用し動物と散歩できるロケーションの発信を行います。また、小川付近ではテントサウナを設け、宿泊以外の遊びを提供するとの提案がございます。

次に、②利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できるということの提案でございます。右のほう、キャンプ用品のレンタルサービスを実施し、手ぶらキャンプのできる環境を用意するとの提案があります。

9ページをお願いいたします。表中ほどの3の②、業務処理を安定して行うための能力を有し

ていることへの提案としましては、右のほうですが、マネージャー及び支配人は他のキャンプ場の運営と出向実績のある職員を配置するとの提案があります。

次に、最下段にあります個別項目でございます。食堂においてそばのポップアップショップを開設したり、地域のわらび粉を使った限定デザート発信をしたりするとの提案があります。なお、右の一番下でございますが、全体の得点が64点、合格ラインの50点をクリアしているところでございます。

最後に、今回応募のありました株式会社MOTHER BOOTHにつきましてご紹介します。13ページをお願いいたします。本社につきましては宮城県仙台市にありまして、設立は令和4年6月とまだ比較的若い会社でございます。主な事業としましてはアウトドア関係を軸にキャンプ場運営への協力やスキー場内のレストランなどを経営されているというところでございます。特にキャンプ場内での移動式サウナのレンタルによりまして、全国的に注目を浴びているというところでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳島純次）

11ページの組織図を見ますと、代表者の下に支配人、マネージャー、施設スタッフが2名というふうになっているんですが、下の注釈を見ますと現地のスタッフとしては2名だけだというふうに取り取れるのですが、支配人とマネージャーというのはどこに常駐しているのか、お分かりだったら教えてください。

□管財課長（砂田健太郎）

指定管理者とのヒアリングの中で確認しておりますには、この支配人とマネージャーについては山之村地区のほうに常駐する形を現在計画していただいております。基本的に地区内で住むところも探した上でキャンプ場をやっている期間中はそこに住んでいただくことを想定しているということで、現在住むところを探していらっしゃるかと伺っております。

●委員長（前川文博）

ほかにごありますか。

○委員（住田清美）

今回、山之村キャンプ場に応募してくださったのが宮城県の仙台市からということで、ここに応募するきっかけに至ったのはホームページとかのウェブで確認をされたのか、あるいは募集しているところがあるよというのをキャンプ場の人づてにお聞きになったのか、その辺の経緯は御存じでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

市のほうで指定管理者を募集する際に市のホームページにも上げておりますけれども、こういった指定管理施設の指定管理者募集に関して全国の自治体などがアップする専用のページみたいなものがございまして、「Best PPP!」というページですけれども、そちらのほうを以前から飛騨市でも活用させていただいております、そちらのほうには載せさせていただいております。こちらのほうはそういった指定管理者に関する情報を集めたい方が定期的のぞかれるようなページになりまして、そちらを見られたのか市のホームページを見られたのか、どちら

かかなというふうに思っております。

●委員長（前川文博）

ほかにございますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第103号 指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）

●委員長（前川文博）

次に、議案第103号、指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第103号、指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）についてご説明申し上げます。

まず施設の名称でございます。ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ。次に、指定管理者となる団体の名称でございます。飛騨市神岡町、株式会社newflow、代表取締役、新家行夫。次に、指定の期間でございます。令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

次に、先ほどと同様でございますが資料のほうをよろしく願いいたします。資料の16ページをお願いいたします。こちらのほうも内容審査に係る提案書及び採点票となっております。まず、表の下段①利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであることへの主な提案でございます。まずスキー場では、高山市のスキー場縮小に伴い、飛騨地域からの集客対策を早期に進める。また、修学旅行の誘致に引き続き取り組むほか、変化に富んだコースとパウダースノーを広くアピールしつつ、スキー合宿、スキー・スノーボードの試乗会、スキー連盟の技能講習会の誘致に取り組む。全日本デモンストレーターによる市内小中高生を対象としたスキー教室の開催に取り組み、若者のスキー離れを少しでも少なくし、スキーの魅力を伝えるイベントを開催します。次に、

Mプラザでございます。地元食材を使用した新メニューの開発や、老人クラブ、町内会総会、同級会行事等への営業を行い、宴会需要の拡大に取り組む。次に、キャンプ場でございます。スキー場、温泉、コテージ等の施設共通のパック商品の企画を実施し、販売に取り組む。教育の森やキャンプ場上部の使用していない場所を整備し、キャンプ場エリアで利用者が楽しめる遊具や自然を生かした体験ができるよう整備するとの提案がございます。

17ページをお願いいたします。表の中ほどでございます。③の管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令等と整合性が図られたものであることへの主な提案でございます。右側です。法令に基づく事業の運営を行うことを常に認識の上、安全・安心を第一に老朽化した各施設の点検を常に実施し、指定管理者の範囲内で対応できる事業については、自主的な修繕対応を行う。特に索道施設においては、老朽化に伴いさびや劣化した施設が多いため、自社社員の自主施工による補修作業を行い、設備の機能維持を図るとの提案があります。

18ページをお願いいたします。同じく表の中ほどでございます。②業務処理を安定して行うための能力を有していることへの主な提案でございます。右側ですが、安全総括監理者には代表取締役が就任。索道技術管理者については令和2年度から指定管理者の社員として経験のある人材を配置。索道会社とロープウェイ会社等で経験豊富な社員も配置。温泉施設、キャンプ場では大手ホテルチェーン支配人経験者等を配置。その他、運営に必要な従業員についてはこれまでの従業員を継続し、安定的な運営を図るとの提案があります。

次に、最下段の③売り上げを伸ばすための方策が適切であることへの提案といたしまして、客単価と売り上げを伸ばすために、県内のスキー場や温泉施設、キャンプ場等の料金も参考に飛騨市と協議し全ての料金を見直すとの提案があります。

19ページをお願いいたします。表の上段でございます。①施設の魅力を高める取り組みや提案がされていることへの提案としまして、現在のスキーヤーやスノーボーダーは国道のライブカメラやSNSの動画等を見て行き先を決めるお客様が多いため、ひだ流葉スキー場の積雪情報やコースをリアルタイムにアップすることで集客を図りたいとの提案があります。

最後に一番表の右下でございますけれども、全体の得点は79点で合格ラインの50点をクリアしているところでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳島純次）

17ページの③のところ、「管理運営の基本方針が施設の設置目的に合致しているか」というところで、「安全・安心を第一に老朽化した各施設……。」というふうに認識されているのですが、収支計画を見ると、管理費のところでは修繕費だったり消耗費だったりというのは5年間毎年全く同じ金額なんですね。これって認識と一致するのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

スキー場のリフトでありますとか、そういった施設について年数もかなり経っておりましてかなり老朽化しておるというところは事実でございます。それでこれの更新整備の費用につきましては市と協議をした上で、市が判断して更新するのか、修理するのか、もう撤去するのかという

ことを判断していくということになります。現在の状況でも、指定管理者のほうから施設が老朽化していてこういう状況であるのでこれを直してほしいというのは、協議書というものが上がってまいりまして、それに対して市のほうでどうするのかということ判断して、実施するのかもうやめるのかというところを都度決定しております。今後も状況については一緒でございますので、老朽化しておるといふ共通認識を持ちながら、その設備ごとに判断してまいりたいと。基本的には市のほうが直していくものであるというふうを考えております。

●委員長（前川文博）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第104号 指定管理者の指定について（飛騨市古川味処施設）

●委員長（前川文博）

次に、議案第104号、指定管理者の指定について（飛騨市古川味処施設）を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第104号、指定管理者の指定について（飛騨市古川味処施設）についてご説明申し上げます。

まず、施設の名称でございます。飛騨市古川味処施設。次に、指定管理者となる団体の名称でございますが、飛騨市古川町壺之町、味処古川協会、会長、森芳子。次に、指定の期間でございます。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

次に、先ほどと同じでございますが、提出資料のほうを御覧願いたいと思います。25ページをお願いいたします。こちらにつきましても内容審査に係る提案書及び採点票となります。まず表の中ほど2の①利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであることへの提案でございます。右側です。高齢者や市民をターゲットにモーニングを始め、手ごろな価格のランチメニューを設定し利用の拡大を図ります。次に、シェアハウス利用のお客様が aumentando ため、早朝弁当を提供するなど拡大を図りますとの提案があります。

次に、表の一番下④の地域住民等との協働の効果を生かした運営が期待できることへの提案と

いたしまして、右のほうですが、利用者の意見、感想を直接聞いたり、アンケートを参考に運営の向上を図っています。これまで自転車置き場の設置や、店先の休憩所の設置をしてきた実績がありますとの提案があります。

26ページをお願いいたします。表の中ほどです。4の③売り上げを伸ばすための方策が適切であることへの提案としまして、飛騨地鶏を活用した料理により利用が伸びました。今後は減塩食メニューを開発し、飛騨の野菜を使った小鉢の充実により、客単価を上げて売り上げを伸ばすとの提案があります。

次に、同表の一番下、個別項目の②周辺施設や地域団体との連携、特産品の活用など、地域活性化や産業振興につながる提案がされていることへの提案といたしまして、地域資源の飛騨牛、米、飛騨地鶏、飛騨野菜等を使った料理を提供してまいります。店先の三寺めぐり朝市のイベント時には当店も参加して連携を図り、古川祭、きつね火まつり、三寺まいりなどのイベント時にはトイレを開放して応援してまいりますとの提案があります。

最後に全体の得点でございます。4ページをお願いいたします。中ほどの表にありますように、得点は61.2点となりまして合格ラインの50点をクリアしております。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（徳島純次）

指定管理期間が3年間なんですけど、指定管理のガイドラインを見ますと原則5年間になっているんですね。最長10年間までできますというふうになっているのですが、なぜ5年ではなくて3年になっているのかお伺いします。

□管財課長（砂田健太郎）

同様の質問が午前中の産業常任委員会の三寺めぐり朝市のほうでもございまして、そちらのほうも3年間の指定になっております。まつり広場周辺に市の施設として匠文化館であるとか、まつり会館、古川味処、古川町農産物直売所、いろいろと集約されていますけれども、その再検討を現在まちづくり観光課のほうですということで作業を進めておるところであります。匠文化館のほうは市の持ち物ではないんですけれども、来年度譲渡いただけるということで、受け取った後のリニューアルでありますとか、味処古川のほうもかなり老朽化をしておりますので、お色直しをしないとイケないのではないかなというふうな話がいろいろ出ておまして、その中で施設の再配置なども含めて検討をしたらどうかという話が出ております。その点を含めまして5年間ではなく3年間という中で、ひょっとしたら3年間よりも短縮する可能性もありますよということをお条件に付させていただいて今回募集をさせていただいたということでありまして、ということで、この施設と三寺めぐり朝市の2施設について3年間ということ短縮をさせていただいたという事情がございますのでよろしくお願ひします。

●委員長（前川文博）

ほかにごございますか。

○委員（澤史朗）

私も3年間というのがちょっとクエスチョンだったんですけども、今のお話で分かったんですけど、あそこの一帯は中に賃貸の施設もありますよね。直接指定管理者とは関係ないですけど

も、それも含めてというような解釈でよろしいのでしょうかね。

□管財課長（砂田健太郎）

現在検討するという対象の中には、貸し付けになっております施設のほうは含めておりませんが、今後の検討の中で出てくるという可能性がありますので断言はできませんけれども、そういう状況でございます。

○委員（澤史朗）

別で、議案番号が上がっている議案第102、103、104号が管財課の所管になりましたよね。今までそれぞれの施設、観光施設だとかで分かれていたと思うんですけども、この辺を管財課に持ってきたというのは何か特別な理由があるのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

指定管理係というのを管財課に作ったときに理由がありまして、多くの施設を観光課が持っていたんですね。そうすると、実はこの市有施設の管理の仕事に結構労力を費やして肝心な観光施策そのものがないという状況にさいなまれていて、課長とか係長もかなりの部分を施設の老朽化で現場見に行ったりというところに費やしていたものですから、できるだけ指定管理施設は管財課に統合したいという考え方を持っております。まず、観光課にあったものを移管してきたということなんです。なので、すば～ふるもそうですし、味処古川もそうですが、これが今移管しているという状況ですね。この後、本当は順次移行していきたいんですけど、マンパワーがどのぐらいかかるのかを少し見て、移管させるということは原課の人を減らさないといけないものですから、1人量以上あれば持ってこれるんですけど、例えば0.5人とか0.3人くらいで施設をやっていると減員になってしまうので今度はそこの課が回らなくなるということがあって、ちょっと今まだらになっているのですが、理想的には施設はどこかに一元化したいという考え方であります。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午後2時45分といたします。

（ 休憩 午後2時39分 再開 午後2時45分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第105号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

議案第105号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□宮川振興事務所長（平田直久）

議案第105号について説明をいたします。

5ページの要旨を御覧ください。提案理由でございます。行政区の区域の統合に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、市独自の改正でございます。

条例の概要について説明をいたします。行政区の合理的な運営を目的として、既存の4つの区、高牧区ほか3つの区を統合し「忍区」とすること。それから既存の5つの区、桑野区ほか4つの区を統合し「北区」とすることに伴い改正するものでございます。背景及び経緯のところに記載をさせていただいておりますが、上段を御覧いただきたいと思います。関係区長連名によりまして、統合日を令和6年1月1日とし、それぞれ1つの行政区に統合したいといった旨の申し出がございまして、これに基づきまして条例改正をするものでございます。

市民への影響等についてでございます。地区の要望に沿った改正を行うため、効率的な行政区の運営が可能となるものでございます。

なお、施行日につきましては令和6年1月1日でございます。説明は以上でございます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

確かに過疎化が進んでいてこの地区も人口は減っているんだと思うんですけども、参考までにお聞かせいただきたいんですけど、4～5年前でしたかね、宮川中央区ができた。その5年くらい前と比べて忍区と北区で人口はどれくらい減っているのでしょうか。

□宮川振興事務所長（平田直久）

5年前のデータというものを手元に持っていないものですから、代わりと言ってはなんですけれども、合併当時の数字を調べておりますので、そちらのほうをお伝えさせていただきたいと思っております。平成16年2月の合併当時ですけども、まず全体で申し上げますと333世帯、人口が1,061

人いらっしゃいました。直近の令和5年の12月につきましては世帯のほうは229世帯、人口のほう
が550人という数字になっております。今ほど条例改正のほうで上がっております西区の対象世
帯でございますけども、合併当時は49世帯、人口174人いらっしゃいました。直近の令和5年12月
ですけども33世帯、人口が78人といった数字になっております。それからもう一方の北区につ
きましては合併当時は60世帯、人口が164人いらっしゃったところが令和5年12月には46世帯、人口
96人といった数字になっております。

●委員長（前川文博）

ほかにございますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきも
のとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものとして報告するこ
とに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時50分 再開 午後2時51分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第106号 損害賠償の額の決定について

●委員長（前川文博）

議案第106号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

私からは、議案第106号の損害賠償の額の決定についてご説明をさせていただきます。

この損害賠償に至った理由でございますけども、令和5年4月3日、飛騨市神岡町東町内の市
所有の土地の石垣が崩壊し、隣接している個人所有敷地内の倉庫に衝突し、同倉庫の壁の一部を

破損させたものでございます。

損害賠償の額でございますが、43万6,700円でございます。金額の内訳といたしましては倉庫修理が43万6,700円ということで、全てでございます。飛騨市の過失割合は100%ということで、この分につきまして損害賠償をさせていただくというものでございます。

本件につきましては、以上でございます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

これは市の所有というか、軌道敷とかって聞いていますけど、そういった箇所が今ここに石垣が崩壊していたんですが、別なところもあると思うんです。このことが起こったのが4月ですから8か月ぐらいあるんですけど、その辺を点検したりなさったのでしょうか。その辺をお答えください。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

この土地につきましては非常に古い土地でございまして、市の所有していた土地をお貸していたということでございまして、倉庫があったらしいんですけども、その古い石積みが今回ちょっと崩れたということでございます。この周辺におきましても、ちょうど振興事務所の上の段のところなんですけども幾つか土地もございましたので点検をさせていただいておりますし、この土地につきましてもこういったことが起きないように工事もさせていただいておりますのでよろしく願います。

●委員長（前川文博）

ほかにございますか。

○委員（澤史朗）

この事件が起きたときは4月3日で今回の提出となったんですけども、この期間は調査が時間かかったのか、時間差の理由を教えてください。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

土地につきましては所有者の方に工事をしていただきまして、その分につきまして補償させていただくということでございますので工事費の確定等に時間がかかったということでございます。

●委員長（前川文博）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午後2時55分 再開 午後2時57分)

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第107号 飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

議案第107号、飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、議案第107号についてご説明申し上げます。

要旨、7ページを御覧ください。まず提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

条例の概要です。改正の趣旨は、現行の健康保険被保険者証は、日付は未定でございますが令和6年秋に廃止され、マイナンバーカードに一本化されるため、これまで福祉医療費助成制度において資格確認書類となっていた保険証に代わりシステム照会で確認を行うものです。改正の内容につきましては、マイナンバーの利用は番号法に定められた事務に限定され、各自治体の独自制度である福祉医療費助成制度にはその利用が認められていないが、番号法第9条第2項の規定により別に市が条例で定めることで独自利用事務として活用することができるというものです。

市民への影響でございます。マイナンバーカードを持っている者につきましては、手続きが簡素化されます。マイナンバーカードを持っていない者や、保険証利用登録をしていない者は、健康保険証に代わる資格確認証を従来どおり提示することで資格確認を行うものでございます。影響の規模でございますが福祉医療受給者数といたしましては、今年の10月1日現在で3,569人い

らっしゃいます。

施行日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する施行日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

今まで福祉医療制度で乳幼児とかいろいろなことがあったと思うのですが、保険証のほかに資格証明書等2つ提出していたものが今度はマイナンバー1つで確認ができるということなのですが、それはあくまでも保険証登録をしていないと反映されないものなんですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

おっしゃるとおりでして、マイナ保険証に切り替わった場合に保険証の種類が分かりませんのでそのための条例改正ということですが、資格取得をする際は保険証の代わりにマイナンバーカードをご提示いただくと。更新の際は資格証明書を引き続きお渡ししますので、それとマイナ保険証を提示いただくという形になります。

○委員（住田清美）

そうしますと保険証は異動しなくても例えば新規に対象になったとか除外されたとかという情報については、市のほうから自動的にマイナンバーカードのほうに反映されるものなんですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

保険情報が変わった場合あるいはその資格がなくなった場合も同じように申し出ていただかなくてはいけないので、マイナンバーカードと資格証明書を出していただくような形になります。マイナンバーカードには額面に保険証が書いてないものですから、保険証で今まで確認していた保険の種類ですとか負担割合がマイナンバーカードの中に情報として入っているものから、それを確認するために提示いただくものです。

○委員（住田清美）

マイナンバーカードが保険証を登録されていればそれだけ出すだけでいいということですか。もう1回資格証明書がいるということですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

それは病院にかかるときということですか。（住田委員「はい」と呼ぶ）マイナ保険証は保険証として、また福祉医療の受給資格者証は出さなければいけませんのでご提示いただきます。

○委員（住田清美）

今までも病院にかかるときは保険証と受給者証は一緒に提示されていたので、これは変わらないということですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

おっしゃるとおりでございます。市役所での資格取得とか更新の場合の確認のためにマイナ保険証を利用する場合。保険証は額面で分かりますが、マイナ保険証では分かりませんのでそれを確認するための条例改正です。

○委員（住田清美）

病院にかかるときは今までと一緒の状況ということなんですね。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（澤史朗）

「影響の規模」で福祉医療受給者数が出ておりますけれども、このうち、現在はマイナンバーカードを取得されている方というのはどれくらいいらっしゃるのですか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

現在マイナ保険証として登録されている方の数字につきましては把握のほうできておりませんので、よろしく願いいたします。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（徳島純次）

もう一度確認しますが、今までは保険証と資格証明書を持って行って手続きをしたのを、保険証の代わりにマイナンバーカードでできるようになるというふうに考えればいいのですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

病院の窓口でということでしょうか。（徳島委員「はい」と呼ぶ）そうですね、保険証と福祉医療受給資格者証を出していましたが、同じようにマイナンバーカードと福祉医療受給資格者証を出していただきます。

○委員（徳島純次）

それはマイナンバーカードに全部紐づけられないのですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

福祉医療は各自治体の制度でして国の制度ではないものですから、私どもとしてもそのほうがいいと思うんですけど、それができない状況でございます。

●委員長（前川文博）

皆さん頭が混乱していると思うんですけど、今の改正は何にメリットがあるんですか。そこを言ってもらえれば多分すんなりくるのかと思うんですけど。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

メリットといいますか、資格取得をする際に市役所に来ていただきますよね。そのときに保険証がなくなるものですからこちらで確認しようがないわけですね。ですので、それをマイナンバーカードで我々が確認できるように条例を改正するというものです。

●委員長（前川文博）

市役所へ来たときにマイナンバーカードを見れるということをこれでやるということなんです。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

おっしゃるとおりでございますが、番号法に規定されている事務にはないわけですが、第9条の中では別に条例で定めれば活用できるということになっておりまして、そのためによる改正ということでございます。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(前川文博)

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(前川文博)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(前川文博)

ご異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第130号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長(前川文博)

次に、議案第130号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長(藤井弘史)

続きまして、議案第130号についてご説明申し上げます。

要旨の22ページをお願いいたします。提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等についてでございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

条例の概要でございます。改正の背景でございますが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険制度において出産する予定または出産した被保険者の世帯主に対して、規定する期間の国民健康保険料を減額するものです。1点目でございます。単胎妊娠の場合でございますが、減額対象月といたしましては産前1か月、産後3か月、合計4か月となります。下段のとおり所得割、均等割において減額となります。下段のほう、2点目です。多胎妊娠の場合でございます。減額対象月が産前3か月、産後3か月の計6か月となります。下段のとおり所得割、均等割において減額となります。

次ページをお願いいたします。市民への影響でございます。対象者につきましては負担が軽減されるものでございます。参考数値でございますが、影響の規模は御覧のとおりです。

施行日は令和6年1月1日です。

備考でございます。保険料免除期間における費用負担でございますが、国2分の1、県4分の1、市4分の1でございます。これも参考ですけれども、令和5年度中の対象予定者につきましては、現在のところはいない予定でございます。ちなみに20代、30代の国民健康保険の被保険者数でございますが、令和5年が347名。ちなみに平成30年は443人ということで、人数はかなり減つ

ておるといふこととごさいます。簡単ですが、以上で説明終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳島純次）

確認ですが、健康保険上、出産というのは妊娠4か月以降の死産、流産、人工死産、早産を言うということといいですか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

委員おっしゃるとおりとごさいます。

○委員（澤史朗）

この基準ですけれども、出産の日を基準としてひと月前、それから3か月後という解釈でよろしいのでしょうか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

委員おっしゃるとおりとごさいます。

○委員（住田清美）

今は国民健康保険の条例ですのでそれに該当しておりますが、ほかの保険についてもこの制度は同様に該当されるのでしょうか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

ほかの社会保険等では聞いておりません。今のところはないものだと思います。

○委員（住田清美）

もう1つ確認させてください。保険料減額は被保険者の世帯主に対して規定する期間の保険料が減免されるんですけど、その世帯に例えば国民健康保険加入者の方が3人～4人いて世帯の国民健康保険料の額が決まってくるんですけど、その全体として捉えた保険料が減額されるということとよろしいのでしょうか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

保険料の減額につきましては、あくまでも妊婦に係る所得割であったり均等割の部分が減額になるという形になりますのでよろしく願いいたします。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第131号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に、議案第131号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、議案第131号についてご説明申し上げます。

要旨8ページを御覧ください。提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例の概要でございます。3点ございますが、その前に手数料の標準額につきましては、地方分権推進計画に基づき、原則として3年ごとに見直しを行うこととされており、令和5年度において、関係省庁を通じて所管事務の手数料標準額の見直しが行われ、これに伴い内容を規定するものでございます。まず1点目でございます。本籍地以外の市区町村窓口においても戸籍（除籍）謄本の交付請求いわゆる広域交付が可能となる改正でございます。2つ目でございます。戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号いわゆるパスワードの発行事務が新たに追加されることによる改正でございます。3点目、各種届出書（死亡届等）を画像情報として作成したのから証明書の交付請求が可能となる改正でございます。

市民等への影響でございます。まず1つ目でございますが、自身や父母等の戸籍（除籍）謄本において、本籍地以外の市区町村窓口での交付請求が可能となるものでございますので、こちらは利便性が向上するものというを思っております。それから2つ目の戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を提供することで、各行政機関への戸籍（除籍）電子証明書の提供が可能となるということが分かりにくいと思われま。ここにつきましては、実はこれは国のほうでまだ検討中ございまして、早くてもこの運用ができるのは令和7年の3月頃というようなことで今調整中でございます。1つ例があるんですけども、パスポートの申請のときに戸籍謄本等を添付しなければいけないということがあるのですが、その際にこのパスワードを提示することによりまして情報連携が図られて、戸籍謄本の添付が省略できるというようなことが言われております。それから3点目でございます。届出書等のデータ化されたものから証明書の交付が可能となるが、従来どおり紙媒体での提供となるので影響はないということです。こちらも分かりにくいと思いますが、死亡届が出てきますと、それを市のほうで受けて紙で保存をしております。何かの折に原本証明をくださいということで市民の方がいらっしゃるわけなんですけども、そのときにうちは紙で保管しております、それをコピーして原本証明してお出しするんですけども、紙でとっておいたものを今度からは市のほうがデータ化できると。いらっしゃる時には紙からコピーしていたんですけども、データから出して原本証明を出せるようになります。いわゆる

る3点目は市側の話でございます。

施行日につきましては、令和6年3月1日となります。この3月1日の施行日でございますけれども、国から言われておりますのは、ほかの自治体からも4月1日施行ではないのかというお問い合わせがあったようでございますが、国の回答といたしましては、「年度末や年度当初の住民異動の集中時期を避け、関連するシステムとの情報連携を開始する時期等を踏まえ、令和6年3月1日と定めたものです。」ということできておりますのでよろしく願いいたします。簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

本籍地以外のところで戸籍が取れるようになるということは非常に便利になるのかなと思いますけれども、例えば飛騨市に置き換えると飛騨市役所では当然できるようになると思うんですけども、振興事務所ではこれが可能になるのでしょうか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

振興事務所も同様になります。

○委員（高原邦子）

政令の改正に伴う改正、これはいつ頃政令の改正がされたんですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

申し訳ありません。ちょっと調べさせてください。

○委員（徳島純次）

先ほど戸籍の電子証明書、提出用識別符号を「パスワード」というふうに言われましたけど、これはいつ発行してもらうことになるのですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

いつというのは、施行日以降のいつということでしょうか。

○委員（徳島純次）

例えば令和6年3月1日以降ですけど、自分が転勤して、その転勤先で戸籍を取りたいと思ったときにこのパスワードがいるわけですね。パスワードは今私たちはもらってないわけですから、それをどこにどういうふうにしてもらえばいいのかなと思って。それは分かりますか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

戸籍はパスワードがなくても他の市町村で取れるようになります。その識別符号というのは戸籍を取らなくてもほかの行政機関へ出せばその符号によって個人の情報が見れるというものですから、戸籍を添付しなくていいというものになるんです。ですので、それは戸籍のある市町村になるかと思えます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

ちょっと補足をさせています。委員がおっしゃるのは多分①と②を混同していらっしゃるのではないかなと思います。①と②は全く別のものでございますのでよろしくお願いいたします。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（澤史朗）

②の識別符号ですけれども、パスワードを例えば官公庁へ何か書類を出すときに戸籍の添付が必要であるといったときに、従来の戸籍ではなくて例えばこの窓口へ行ってこういう添付書類が必要なんだけど、実際のものではなくてパスワードをくださいと。そのパスワードを関係機関へ提出するという事なんですけど、そのパスワードは紙ベースでもらうわけですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

紙でも出せますし、データでも出せます。マイナポータルとかでは紙は必要ありませんので、紙で出さない場合は無料になります。

○委員（澤史朗）

戸籍謄本、戸籍抄本を取る1通450円ですか、除籍の場合はまた値段が違いますけども、これはあくまでも戸籍に関してのことだと思いますけれども、その識別符号をもらうときには、表を見ると紙ベースでもらう場合は50円安いのかな。そこの手数料を軽減するというか、そういった形の運用というふうにも考えてよろしいのでしょうか。個人が戸籍謄本をくださいといった場合に450円手数料があるけれども、データでもらった場合はその手数料がいらぬというお話だったんですけども、そこの手数料の軽減になるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

わずかですけど、そういうことになろうかと思えます。今回の条例改正につきましてはこの手数料に対する条文がありませんので、それを追加させていただいたということです。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（高原邦子）

ちょっと分からないのが、私も本籍地が飛騨市ではないのでいつもそっちへ出してやったりするのが窓口でできるということですよ。料金はこれを見るとみんな同じで、日本全国、各種450円とかで、それは行っていくということですか。その手数料の配分というか、私の本籍地のところは本来だったら小為替でも入るのが入らなくなるわけですね。その辺はどういう案分になっていくわけですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

申請した窓口の市町村で収納することになりますので、飛騨市のような田舎ですと損になりますが、それを改正するための法改正でございますので、それを条文に追加するという事です。

●委員長（前川文博）

先ほどの日にちの話は分かりましたか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

もう少し時間をください。

●委員長（前川文博）

次がありますので、どこかをお願いいたします。

ほかによろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案108号 飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に、議案108号、飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、議案第108号についてご説明申し上げます。

要旨5ページを御覧ください。提案理由でございますが、飛騨市老人福祉センター割石温泉の使用料見直しに伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等は、市独自の改正でございます。

条例の概要でございます。まず改正の趣旨ですが、支援対象高齢者の見直し、障害者支援充実のため、入浴料金区分を改め、それに伴い大きく負担が増える利用者については、段階的に料金を引き上げる措置を講ずるものでございます。改正の内容でございます。1点目ですが、市内65歳以上70歳未満の入浴料は現行200円から500円、400円プラス入湯税ということになります。引き上げるものでございまして300円の増でございます。2点目でございます。今ほど申し上げました65歳から70歳未満の方につきましては激変緩和を図り、段階的に入浴料を引き上げるものでございます。具体的に申し上げますと、入浴料につきましては令和6年度から令和7年度は300円、令和8年度から令和9年度は400円、令和10年度から500円ということにしたいと思っております。3点目は市内障害者手帳所持者の入浴料は等級にかかわらず一律200円とするものでございます。

市民への影響でございます。まず1点目でございますが、利用者にとっては負担が増えるものでございます。2点目、利用者の急激な負担増が軽減されるものでございます。3点目につきましては、障害者手帳所持者が利用する際に負担を軽減されるものでございます。影響の規模は下の表のとおりでございます。

施行日は令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第109号 指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）

●委員長（前川文博）

次に、議案第109号、指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、議案第109号についてご説明申し上げます。

1、施設の名称、飛騨市多機能型障がい者支援センター。2、指定管理者となる団体の名称、飛騨市神岡町山田2059番地、特定非営利活動法人飛騨市障がいのある人を支える会、理事長、奈木桂子さんです。3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

別紙資料にて説明を加えさせていただきます。別紙資料1ページをお願いいたします。今回は更新でございます。議案番号の109号でございます。募集方法としては非公募でございます。指定管理料が単年度23万円、5年間合計で115万円でございます。

3ページをお願いいたします。3、選定の経過でございます。令和5年度第4回選定委員会、令和5年11月2日木曜日、下記6名の委員により資格等基準提案内容に係る書類審査を行いました。申請者を選定させていただきました。

31ページをお願いいたします。31ページからは今回の飛騨市多機能型障がい者支援センターの指定管理者指定の申請書でございます。

33ページをお願いいたします。表7-2、内容審査に係る提案書につきまして主なものをご説明をさせていただきます。まず1の①のaです。ふれあいスペースは地域住民がいつでも利用したいときに気軽に利用できるよう、土曜日、日曜日、祝日、夜間等、当法人の職員不在のときは近隣住民宅に鍵管理を依頼し、利便性を図る。福祉サービス提供時間内においては常時開放し、散歩の途中に立ち寄り、グラウンドゴルフの休憩に使用したりと、地域の方が世間話のできる憩いの場として、縁側のようなよりどころとなる場所になるよう努めていきたいという提案でございます。

次ページをお願いいたします。②の上段、上から4行目でございます。第2期では重度の障害

のある方に対応できるサービス拠点として、一人ひとりの願いやニーズを受け止め、その人らしく地域の中で質の高い暮らしができるよう、サービスの内容が画一的なものにならず、一人ひとりに必要なサービス提供に努めていくとされております。短期入所は重度の方を中心に受け入れ、大きな集団や施設などになじむことが困難な方に、小規模少人数の環境を生かして家庭に近い環境を提供しながら自立を進めていくという提案でございます。

最下段、eでございます。送迎は20キロ以内が無料、体力のない方、精神面で不安な方など長期間利用の難しい方に対しては、朝9時便、帰り15時15分便以外に12時便、17時15分便を増便し、神岡方面、古川国府方面へ1日8便出すことで利用に対するハードルを下げるという提案でございます。

36ページをお願いいたします。上段3につきましては、次ページにて組織及び配置人数を確認しております。

中ほど4の①指定管理料でございますが、提示どおり各年度23万円、5年間計で115万円の上限額となっております。この指定管理料につきましては、ふれあいスペース分の光熱水費のみということでございます。

下段、5の①のa、地域社会との接点の少ない障害者と高齢者が集い、その人のできることで、得意ごとを通して社会での役割を担い、自己有用感を育み、誰もが生涯現役で活躍できる居場所づくりを行う。社会的弱者と言われる方々が社会の必要とされていることを実感していただける活動を提供し、支えられる側から支える側となれるよう自立を目指させる活動や社会貢献活動を行うとされております。

②のaでございます。将来の飛騨市を担う市内小中学校の児童生徒を対象に福祉教育を行い、障害理解を深め、多様性を受け入れ、お互いに認め合い、支え合い、助け合いができる人材育成の一助を担うという提案でございます。

39ページをお願いいたします。39ページにつきましては、5年間の収支計画書の総括となります。

最後に40ページにつきましては、法人の概要でございます。簡単ですが説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

39ページの収支計画書の中の収入のところ、その他で収入が入ってまいります、扶助費的なところかなと思いますが、年々増えていっています。これは利用者増を見込んでいらっしゃるのか、サービスの内容の変化によってこの金額が変わってくるのか、その辺はいかがでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

その他の収入というのは介護サービス報酬でございます。福祉サービス事業所ピースのほうは特別支援学校の卒業生が安定的に利用されるという見込みがありますので、それを踏まえて年々増加というような計画を立てておられるということでございます。

○委員（澤史朗）

利用者が増えるというか、大体計算ができてくるのかと思いますけれども、現在ショートステイの利用者というのは初年度はできないということで2年目からという話でしたけれども、どん

なふうになっていますでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

ショートステイのほうにつきましては春先に1人の利用があったんですけども、それ以降はまだ利用がないという状況でございます。

●委員長（前川文博）

ほかにもございますか。

○委員（澤史朗）

今のショートステイの件ですが、当然設立当初というか、ショートステイができる総合型の福祉施設ということで始まったんですけども、そういったショートステイを利用されたい方というのはいらっしゃるわけではないと思うんですけども、そういった方というのはほかの施設を利用しているのか、それとも家庭内で短時間だからというふうにしてやられているのか、そのための施設でもあるわけですから、そこら辺の状況は把握していらっしゃいますでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

グループホーム施設の飛騨市多機能型障がい者支援センター「古川いこい」が開所しまして、あちらでもショートステイが2床ありまして、それを運用しております。7月から古川いこいのほうでは6名のご利用がありまして、グループホームの体験入所の方も3名いらっしゃいますし、緊急的といいますか、家庭内でいろいろとトラブルがあって緊急的にショートステイを使われたというようなケース、また、障害をお持ちの方の行動によってちょっと危険があるということで緊急的にショートステイを使われたケース、また、今冬場に向けてなかなか在宅での暮らしが大変だということで、冬の間だけショートステイサービスを利用したいということで、そういった申し込みもございます。

古川いこいのほうは24時間施設ということもございまして割と受け入れがスムーズにいくんですが、ピースのほうでは在宅中心の中で、要するに夜間の宿直員が常時張り付いているわけではないということがあります。グループホームのほうでは、あまり重度の方というのは対応が難しいということがあるのですが、ピースのほうではとにかく重度の方をしっかり受けたいということがございまして、3月の議会のときもいろいろお話をさせていただいたと思うんですけども、重度の障害をお持ちの皆さんだとなかなかショートステイサービスをすぐ使おうとって、何か緊急事があってさっさと使いたいとってスタッフも対応の仕方をしっかり理解しないとけないというのがあって、なかなかそういうわけにいかないということがあります。それで古川いこいにふらっと+を作り、地域生活支援拠点ということで、今、相談員とふらっと+の巡回訪問がようやく一緒に協働して、そういったもしものことを考えていこうというところまでようやく来ました。まだ具体の動きまでは入れていないというのが実態ですけども、そういうことでできるだけ相談員のほうからも重度の心配な方に日頃からショートステイを使って練習をしていたとったことを進めていきたいと思っているんですけども、ピースのほうでは、まずはピースの利用者の方、日中活動を通して特性を全て理解されておられますので、そういった方であるとスムーズに受け入れができるということがございます。ただ、当人そのものがショートステイでそこに泊まるということ自体にご家族も含め非常にハードルが高いものがあります。

それで今ピースのほうでも考えておられることが、いわゆるイベント的なことで特別支援学校

の方でも修学旅行であれば普通に泊まって行ってくるわけです。そのような形で何かイベントを通じて、結果、泊まっていったみたいな形ですね、そういったことを通じて泊まるということ自体に親子ともに慣れていっていただく。そういった形の中から、ショートステイを受け入れて何かあったときはすぐに体制を整えて受け入れていくと。指定管理ということもございますので、ここはかなり使命感を強く持っておられるという状況でございます。

ですので、今相談員のほうから本来いろいろとコーディネートをしてショートステイが使えるようにしていくということで、先般市長の答弁でもあったように相談員の促しがあつてこそ初めて家族も本人も動けるということがあるので、今相談員のところからアプローチするところがまだ飛騨市としては弱いなというところがあつて、そこをふらっと+とともに何とかテコ入れができないかということで向かっております。ただ、相談員も非常にお忙しいというような状況があつて、そこをどうやっていくかということで議論をしているというような状況でございます。

●委員長（前川文博）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

先ほどの答弁は。

□市民福祉部長（藤井弘史）

先ほど高原委員からご質問のあった件でございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布につきましてでございますが、令和5年12月6日でございます。

●委員長（前川文博）

それで追加上程で出てきたということですね。

（「はい」との声あり）

○委員（高原邦子）

3月1日に間に合うんですか。大上課長が間に合わないのではないかって。利用できるんですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

間に合います。今議会でこれをかけないと3月1日から施行できないものですから無理を言ってねじ込ませていただいたということでございます。

○委員（高原邦子）

今通ったら1月1日とかは駄目なんですか。飛騨市は2月に選挙がありますよね。そのときにあったらと思ったので。どうあっても3月なんですか。2月とかにはならないものなんですか。その辺はどうやって決められたんでしょう。この12月6日に出されたのを上げてきて、なおかつ3月というふうに決められた以上、2月1日にはならないものなのではないでしょうかね。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

この政令において施行の日が令和6年3月1日とされているものですから、これ以外の日ではできないということです。

●委員長（前川文博）

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

◆休憩

●委員長（前川文博）

それで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。入れ替え次第再開いたします。

（ 休憩 午後3時47分 再開 午後3時48分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第110号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

議案第110号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、議案第110号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明します。

15ページの要旨を御覧ください。今回の改正は2点ありまして、1つ目は使用料及び照明料の増額改正です。物価高騰による飛騨市学校開放施設及びスポーツ施設の維持管理費増に伴い、利用者負担額を見直し、使用料及び照明料を一律13%増額するものです。また、桜ヶ丘体育館においては公開使用としてトレーニングルーム等を100円でご利用いただいておりますが、近隣の類似施設との比較、また、機器のリニューアルも行ったことから200円に増額させていただくものです。もう1つは、施設照明料取り扱いの明確化です。体育館等において半面利用の場合も数多くありますが、それが明記されていなかったということで今回表記し、明確化をするものであります。

施行日は令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

先ほどの温浴施設の料金改定でもちょっと聞きましたけれども、このスポーツ施設、直営の施設、学校施設、指定管理施設があると思いますけれども、料金改定によって物価高騰に対応するための文言がありますけれども、先ほども質問しましたけれども確認です。いわゆる物価高騰対策として指定管理施設には足りないところを補填していましたが、スポーツ施設も今後この料金を改定するということは、それに対する補填はないというふうに考えておいてよろしいでしょうか。

□スポーツ振興課長（西田博和）

委員ご指摘のとおり、これまでスポーツ施設の指定管理者に対しましては維持管理費に係る物価高騰対策支援金を交付してまいりました。これは国の地方創生臨時交付金を財源として行ってきたものでございますが、次年度以降におきましては、こうした交付金が見込めるか不透明な状況であるというようなことと、あくまでも臨時の交付金でございますので今回の物価高騰分につきましては使用料増額でカバーをしたいというふうに思っております。また、直営で維持管理する施設についても同様に物価高騰の影響を受けているということから、一律で増額を行いたいというものでございます。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第111号 指定管理者の指定について（飛騨市黒内屋内運動場）

●委員長（前川文博）

次に、議案第111号、指定管理者の指定について（飛騨市黒内屋内運動場）を議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、議案第111号、指定管理者の指定について（飛騨市黒内屋内運動場）についてご説明

します。

1、施設の名称は、飛騨市黒内屋内運動場。2、指定管理者となる団体の名称については、飛騨市河合町、株式会社飛騨ゆい。3、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

指定管理資料のほうの44ページをお願いします。表7でございますけども、特に目新しい提案はございませんが、当該団体が指定管理者となっております隣接のホテル季古里やすば〜ふると一体で管理できるため人件費の削減ができるほか、現在までも良好な管理実績があることから、再度非公募により株式会社飛騨ゆいを飛騨市黒内屋内運動場の指定管理者として指定するものです。簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時54分 再開 午後3時55分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第112号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

議案第112号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

議案第112、号飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。改正の内容は要旨にて説明します。4ページを御覧ください。提案理由は、高圧ガス保安法改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正です。

改正の概要ですが、高圧ガス保安法において認定高度保安実施事業者制度が新しく創設され、この高度保安実施者が高圧ガス貯蔵施設等、設置完成検査を実施する場合には手数料を算定対象外とするものです。

市民への影響は、貯蔵施設を設置しようとする者の負担軽減となります。

施行日は令和5年12月21日、高圧ガス保安法改正の日と同日となります。よろしくお願ひします。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳島純次）

この貯蔵施設というのは、飛騨市ではどのような職種で、どれぐらいの大きさのものが対象になるんですか。

□消防本部予防課主査（間所篤司）

現在この法律についての貯蔵施設については、飛騨市内では7施設あります。

○委員（徳島純次）

認定高度保安実施者というのは、何か試験があってそれを合格した人を指すのですか。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

最終的に認定するのは経済産業大臣となっております。認定要件は4つありまして、「経営トップのコミットメント」、「高度なリスク管理体制」、「テクノロジーの活用」、「サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応」というものがしっかりしている業者に認定が与えられて、認定高度保安実施者という資格を与えられるということになっております。

●委員長（前川文博）

ほかによろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ほかにはないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

●委員長（前川文博）

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました24案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（前川文博）

以上をもちまして、第10回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時00分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 前川 文博